

芸備地方史研究 第二三五号（二〇〇一年四月） 抜刷

安芸国廿日市鑄物師の一考察

——近世初頭の鑄造活動を中心として——

藤 下 憲 明

## 安芸国廿日市鑄物師の一考察

— 近世初頭の鑄造活動を中心として —

藤 下 憲 明

はじめに

中世廿日市の歴史は厳島社と切り離すことの出来ない深い関わりがあった。厳島社領支配の本拠地が桜尾山麓に置かれ、神官、神領衆や厳島社造営に関わった職人衆などが居住して、門前町的な一集落から城下町へと変貌していったものとみられる。

ここに居住していた職人衆の中で厳島社造営の金具を鑄造した鑄物師は中世から約四〇〇余年の間廿日市を中心に鑄造活動を行っており、現在七十六ヶ所の作品を鑄造したことが判明<sup>1)</sup>している。しかし、これらの作品は永年の鑄造活動で鑄造した作品のほんの一部で数多くの作品は歴史から消え去ったものとみられる。

筆者はかつて山県郡千代田町寺原に所在の寺原八幡神社の梵鐘を調査したところこの梵鐘は各地を流転しており、流転の始まりは文禄・慶長の役での供出ではなからうかと推察してみた。武器を鑄造するために梵鐘など金属類の供出についての記述は幕末から明治にかけての史料で多くみられ、また、太平洋戦争時にも多くの梵鐘が供出されたことは記憶に新しくこれに関する論述も多くみられる。しかし、文禄・慶長の役で梵鐘などの金属類が武器に鑄造されたこと記したものは管見のかぎり向上寺の梵鐘銘文から論述<sup>2)</sup>されているのみである。本稿では乏しい史料から廿日市鑄物師が関わっていたと思われる武器鑄造について論述してみたい。

また、廿日市が史料上初めて登場する「三郎次郎詫状<sup>3)</sup>」の署名の右肩には「ひがしかり屋」と記されており、このかり屋については仮設の小屋(店舗)であるとの解釈がされて定

説化<sup>4</sup>されつつある。しかし、安芸・備後・周防国の鋳物師の活動地には地名や屋号などの呼称で複数のかり屋がみられるので、これらの事例を紹介して「ひがしかり屋」の解釈について問題提起してみたい。

### 中世・近世初頭の鋳造活動

廿日市の鋳物師山田氏は鎌倉時代火災に見舞われた厳島社の再建・造営の金具鋳造のために鎌倉より呼び招かれたといわれている。しかし、文献・鋳造作品などからこれらを裏付けることが出来ず、これは山田家相伝を元に江戸時代に記されたものとみられ、信憑性の乏しい史料とみるべきであろう。神領域の鋳造活動をみると宝治三年（一二四九）に鋳物師大工佐伯家延、引頭坂上助永が厳島神社の鐘を鋳造している。佐伯氏を称している家延は旧神主家の佐伯氏に隸属していた鋳物師と想定されるが、どこの地で鋳造活動をしていたのかは定かでない。

弘安四年（一二八一）には開田庄（現安芸郡海田町付近）の鋳物師が厳島神社に鰐口を寄進しており、以降約一五〇年の間神領域において鋳物師の鋳造活動は見出せず、鋳物師山田氏の鎌倉からの来住説には検討を要するものと思われる。ところで廿日市鋳物師の鋳造作品の初見は永享九年（一四三七）に藤原朝臣安信が鋳造した宇佐八幡神社（山口県錦町）

の鉄燈籠で、享徳三年（一四五四）頃には伊保庄（山口県柳井市）賀茂神社の梵鐘をひがしかり屋三郎次郎が鋳造して柳井の金屋よりこの地方の独占権を侵害したと非難されたためにこれを詫びている。

このように廿日市鋳物師は山口県東部まで進出して商業活動をしていたことが知られ、以降主に厳島神領を中心とした地域で鋳造活動をしていたことが廿日市鋳物師鋳造作品一覧表（表1）からも伺うことができる。

廿日市鋳物師は歴代の領主との深い関わりがあったことが鋳造作品などから知られ、厳島神主家藤原氏の時代をみると藤原宗親は明応五年（一四九六）に極楽寺の梵鐘を寄進しており、鋳工久信に依頼している。また、藤原興藤・広就は天文二年（一五三三）厳島神社五重塔の露盤を鋳工老岐に依頼している。

鋳工名は不明であるが文明十一年（一四七九）厳島社撰社である速谷神社の梵鐘を藤原教親が寄進している。この梵鐘は厳島神主家の本拠地で鋳造活動をしていた廿日市鋳物師が鋳造したことは明白であり、これらから廿日市鋳物師は厳島社に隸属していた鋳物師であったことが伺えるのである。

天文十年（一五四一）厳島神主家であった藤原氏は滅亡して神領域は大内氏の支配下となり、領主の交代を示唆するようにな天文十一年（一五四二）厳島神社の梵鐘が大内義隆により寄進されており、鋳工敏信に依頼している。また、義隆は

表1 中世・近世初頭の廿日市鑄物師鑄造作品一覧表（推定作品も含む）

鑄造作品名称	所在地（元所在地）	鑄造者銘文	鑄造年月日	西暦	備考
光明寺の鰐口	山口県周東町祖生	安信	応永25年1月8日	1418	周東町重文
宇佐八幡神社の鉄燈籠	山口県錦町宇佐	藤原朝臣安信	永享9年8月	1437	山口県重文
賀茂神社の梵鐘	（柳井市）	ひがしかり屋三郎次郎	（享徳3年頃）	1454	
速谷神社の梵鐘	（廿日市市）	？	文明11年11月27日	1479	
極楽寺の鰐口	広島県廿日市市原	久信	明応2年5月1日	1493	広島県重文
極楽寺の梵鐘	（廿日市市）	久信	明応5年6月18日	1496	
厳島神社荒夷社の鰐口	（宮島町）	？	永正17年1月	1520	
厳島神社五重塔の露盤	広島県宮島町	壱岐（久枝壱岐・墨書）	天文2年3月17日	1533	現存
厳島神社の梵鐘	（宮島町）	敏信	天文11年2月	1542	
西光寺の梵鐘	広島県沼隈町下山南	直家	天文13年6月20日	1544	広島県重文・元地御前神社梵鐘
厳島神社高舞台の擬宝珠	広島県宮島町	（久枝二郎三郎綱家・文）	天文15年6月	1546	現存
生見の鉄燈籠	山口県美和町生見	綱家	天文15年8月	1546	山口県重文
厳島神社反橋の擬宝珠	広島県宮島町	？	弘治3年4月	1557	現存
厳島神社の梵鐘	（宮島町）	山田讃岐守敏信	永禄3年9月1日	1560	
浄土寺の梵鐘	（尾道市）	？	（永禄3年頃）	1560	
厳島神社大風爐釜・竪石	広島県宮島町	？	永禄7年3月	1564	現存
超覚寺の梵鐘	（広島市）	久枝市允藤原朝臣延俊	天正5年	1577	元洞春寺梵鐘
海蔵寺の梵鐘	（広島市）	山田宗次郎	天正12年	1584	
草津大門の金具	広島市西区草津町	善右衛門（宗次郎秀久・文）	天正12年	1584	現存
極楽寺本堂の宝珠	広島県廿日市市原	？	慶長4年11月	1599	現存
浄円寺の梵鐘	（広島市）	藤原朝臣山田次右衛門尉広国	元和7年4月25日	1621	（銘切作品）
自得公卵塔枅形の擬宝珠	（広島市）	次右衛門	寛永10年	1633	
善徳寺の梵鐘	広島市安佐北区高陽町	山田次右衛門尉	寛永11年7月	1634	広島市重文・元白神社梵鐘
寺原八幡神社の梵鐘	広島県千代田町寺原	広国	寛永16年2月15日	1639	現存（銘切作品）

註：鑄造者銘文で？印部分は推定作品を示す。なお文献・典拠等については割愛する。

天文十三年（一五四四）敵島外宮である地御前神社の梵鐘も寄進しており、鑄工直家に鑄造を依頼している。

大内氏滅亡後の神領域は毛利氏の支配下となり永禄三年（一五六〇）敵島神社の梵鐘が毛利隆元により寄進されており、鑄工山田讃岐守敏信に鑄造を依頼している。また、天正五年（一五七七）洞春寺の梵鐘が毛利輝元により寄進されており、鑄工久枝市允藤原朝臣延俊に依頼している。

いずれも鑄工名が不明であるが弘治三年（一五五七）敵島神社反橋擬宝珠、永禄七年（一五六四）敵島神社大風爐釜・堅石を毛利元就・隆元より寄進されているが、これらも廿日市鑄物師が鑄造したことは間違いないものと思われる。

これらから廿日市の鑄物師は神領域の領主であった敵島神主家の藤原氏、大内氏、毛利氏等との深い関わりがあったことがわかる。そこで毛利氏と廿日市鑄物師との関係をみていくと、敵島神主家時代に神領衆であった糸賀平左衛門尉（宣棟）は天文二十三年（一五五四）に佐西郡の地や間口十三間の廿日市居屋敷などを毛利氏から給与されて<sup>5</sup>おり有力町人化していることが伺われる。この平左衛門尉の子平次郎が鑄物師山田家の養子になっており、間口十三間の廿日市居屋敷は江戸時代山田家が経営していた廿日市本陣の間口と符合している<sup>6</sup>ので、屋敷地は糸賀氏から山田家に伝えられたものとみられる。

これらをみていくと文禄・慶長の役ころ親密な関係にあっ

た豊臣秀吉から毛利氏に課せられた武器の鑄造には、毛利氏の影響力が廿日市の鑄物師に及ぶのは明白であり次項で武器鑄造について触れることにする。

### 大砲国崩しの鑄造

文禄・慶長の役で武器鑄造のために梵鐘を供出したことを記した史料は、管見のかぎり広島県内では向上寺（豊田郡瀬戸田町）の梵鐘と安国寺（福山市鞆町）の梵鐘の二例のみである。このうち向上寺梵鐘の第四区の銘文をみると、

国之賢太守、为国家平安取諸寺

社之鐘磬作却敵之鉄砲矣、

敵命因難逸当寺之洪鐘、亦已及打

破、維時大旦那平朝臣景長公并

簾中、无ニ之誠精碧落之碑、无賈、

本同当島中无大小男女励一紙半錢

之志、花鯨再上旧楼備法器者也、

今茲慶長四記己亥中夏吉莫

住持 比丘全鶴欽誌

右施主 梅叟道薫

松月道玉

とあり、領主である毛利氏は文禄・慶長の役に必要な鉄砲を  
 鑄造するために寺社の梵鐘や磬など金属什器を供出させてい  
 たことが伺えるのである。このような供出は毛利氏の領内一  
 円で行なわれたものと思われるが、広島県内では前出のとお  
 り二例のみの確認しか出来なかった。しかし、山口県内では  
 文禄・慶長の役に伴う寺社の梵鐘の供出や流転などについて  
 記述されたものが多くみられ、これらのうち廿日市鑄物師の  
 元に集められて武器が鑄造されたことを伺わせる史料をみて  
 いくことにする。

周防国西豊井村（山口県下松市）泉処寺の住職有覚は慶長  
 五年（一六〇〇）に「件鐘紛失ノ事ハ依企高麗陣鉄炮ノ支度  
 トシテ天正十八年國中ノ鐘悉ク広島へ被取集、…後略…」と  
 記している。また、延宝八年（一六八〇）に鑄造された同寺  
 の梵鐘の銘文にも「…前略…古来於此地有洪鐘当戦国此時散  
 失矣、…後略…」と刻してあり、文禄・慶長の役で鉄砲にす  
 るために梵鐘が供出されこれらは広島へ集められたようであ  
 る。

そこで中世後期に安芸国で鑄造活動をしていた鑄物師につ  
 いて関係文献と作品からみていくことにする。全国の鑄物師  
 支配をしていた真継家文書をみると天文十七年（一五四八）  
 六月、真継家の諸国鑄物師公事役再興の働きかけに對此これ  
 に応じた大内氏は天文十八年（一五四九）三月各守護代に対  
 して鑄物師公事役の勤仕を分國中に申触れるよう命じてい

る。

これをうけて天文十八年（一五四九）十二月十六日の「山  
 本泰久書状」に、

就當町鑄物師公役之儀、御奉書存厥旨候、則公役等堅固申  
 付候、委細柳原殿御内圖師三郎方可有言上候、此旨可預御  
 披露候、恐惶謹言

十二月十六日

泰久

相良遠江守殿

龍崎加賀守殿

とあり、桜尾城に居城していた山本泰久は当町（廿日市）の  
 鑄物師に公役を勤めるよう命じている。また、大内義隆を倒  
 した陶晴賢も大内氏の政策を踏襲し、天文二十一年（一五五  
 二）から天文二十三年（一五五四）ころにも廿日市鑄物師の  
 上司公役の勤仕を命じており、安芸国では廿日市鑄物師のみ  
 が真継家の支配を受けて鑄造活動をしていたようである。

これを裏付けるように当時安芸国で鑄造活動をしていた鑄  
 物師の作品は表1にみられるもの以外は確認できず、長年に  
 わたって鑄造活動をしていた廿日市鑄物師は安芸国唯一の鑄  
 物師とみられ、広島とあるのは当然廿日市とみても間違いな  
 いであろう。

しかし、廿日市に集められた梵鐘で兵器を鑄造したとの直

接的な史料は管見していないが、兵器鑄造をしていたことを推察させる史料をみていくことにする。

萩藩の細工人として鉄砲その他の鑄造をしていた郡司讃岐が寛文二年（一六六二）六十六歳のときに記した「郡司讃岐申遺状」に「…前略…禅僧頼三方と云僧唐渡して遷と云もの稽古して帰朝す、此流儀玄利稽古して芸州へ帰り国崩しと云大筒鑄候、国崩の事大遷と云、此流儀塚本五郎左衛門芸州にて山田市右衛門と云ものに伝授仕候、高麗陣の時大筒寺社の釣鐘を以太向様御鑄させ候付、防州にて輝元様御代五郎左衛門へ大筒六挺御鑄せ調差上げの由に候、…後略…」とあり、郡司讃岐の父である五郎左衛門が安芸国の山田市右衛門から国崩しの鑄造技法を伝授しているのである。

先にも記したが安芸国の鑄物師といえば廿日市の鑄物師であり、山田市右衛門とあるのは山田次右衛門の間違いで誤って記されたものと思われる。しかし、山田家の代々が襲名している次（治）右衛門の初見は元和七年（一六二一）であり、鑄造技法を伝授した鑄工名が忘れられて江戸初期に活躍していた山田次右衛門を郡司讃岐が間違って記したのではないかと思われるのである。

前出した史料のうち泉処寺の史料は慶長の役直後に記されており、郡司讃岐の史料は親からの言い伝えを記したものでそれなりに信用に値するものと思われる。これらから文禄・慶長の役で廿日市の鑄物師が長年培った鑄造技術で兵器をも

鑄造していたことが推察できるのである。

### 安宅船の船釘鑄造

文禄・慶長の役出兵のためには大量の軍需物資を海上輸送しなければならず、秀吉は毛利氏に朝鮮渡海用の安宅船（軍艦）を建造するよう申付けており、この安宅船は安芸国久芳浦（大竹市玖波町）の唐船浜で造られている。

唐船浜は玖波村の町並みの東に位置する馬ためし峠（唐船ヶ峠）と鉾ノ峠（長峠）の間の入り江で、天正三年（一五七五）の「中書家久公御上京日記」によると「…前略…儻舟ちの左の方ニくはたとて町立有、是ハ舟を作所也、作おるさるハ舟五拾二艘かハらはかりをすえ置たるハ数をしらす、…後略…」とあり、相当の規模で造船が行われていたようである。唐船浜で造られた安宅船の数量については定かではないが、宮徳丸<sup>12</sup>、安穂丸<sup>13</sup>、防房丸<sup>14</sup>などの軍船が造られていたことが記されており、これらのうち宮徳丸、安穂丸は秀吉によって日本丸と呼ばれている。

安宅船の規模について宮徳丸は船内に筵を五十八枚も敷くほどの広さで、兵糧が二万三千俵積むことが出来たという。また、安穂丸は長さ七十間（百三十八メートル）、横四十間（七十九メートル）で十八畳敷が三間あり、兵糧が一万二千俵積まれたとある。しかし、九鬼氏が文禄・慶長の役の際に

伊勢で造った大安宅船は「志州鳥羽船寸法」という造船史料によると長さ八十三尺（二十五・二メートル）、幅三十一尺三寸（九・五メートル）とあり、また、世紀の巨艦といわれた戦艦大和の全幅は三十八・九メートルであり、これらと比較すると桁外れの寸法であり、これらの出典史料は後世に規模などを誇張して記されたものとみられ信憑性に乏しいものと思われる。

安宅船を建造するためには多くの材木が集められており、安芸・周防国境の小瀬川沿いにある小瀬村（岩国市小瀬）の山からも船板に使用する材木が搬出されていたものとみられ、享和頃（一八〇一～一八〇三）には船板という地名が残されていた。また、船板を止めるためには大量の船釘や鋸などが必要でありこれらは梵鐘を鋳替えて鋳造をしていたのである。

「防長寺社由来」宇佐村（山口県玖珂郡錦町）宇佐八幡宮の梵鐘の項に「此鐘の儀已前毛利宰相様芸州の内玖波村と申処へ御取被迎船釘ニ相成由申伝ニて御座候事」とあり、この梵鐘は玖波村で船釘に鋳替えられたようである。

玖波村で船釘が鋳造されたということであるが玖波村での鋳物師の鋳造活動については明らかでない。しかし、西隣の黒川村（大竹市黒川）では廿日市鋳物師の一族が鋳造活動をしていたことが知られる。

黒川村の「国郡志下調書出帳」<sup>18</sup>に「当村百姓与頭林蔵先祖

往古者山田治部少輔と申鋳物師ニ御座候所、先年京都蔵人所より海田市廿日市当村へ次職改ニ登候様御廻状到着仕候節、当村よりハ上京不仕夫故中絶仕候」とあり、廿日市の鋳物師である山田家の一族が黒川村に移住していたことを伺うことができる。

与頭林蔵の先祖である山田治部少輔は文禄・慶長の役に伴っての特需鋳造のために黒川村に移住したのではないかとと思われるのである。江戸時代に入ってから鋳造活動を行って鋳物師支配をしていた真継家の支配を受けており、文政二年（一八一九）ころには鋳造活動は休止して真継家との関係は断絶していたようである。

史料的には裏付けできないけれど大胆な推察をすれば、黒川村で鋳造活動をしていた山田家の一族は安宅船の船釘をはじめ鋸、装甲板、錨、国崩なども鋳造していたのではないかとと思われるのである。黒川村での鋳造活動地の確認と発掘資料でこれらの推察を補強できることを期待したい。

#### 鋳物師の呼称「かり屋」について

鋳物師の屋号や鋳造関連の地名をみていくと鋳物師屋（鋳物屋・鋳師屋）、金屋、鉄屋、釜屋、鍋屋、吹屋、吹元などがみられる。このほかに「かり屋」の呼称がみられ、享徳三年（一四五四）に廿日市ひがしかり屋三郎次郎が周防賀茂の



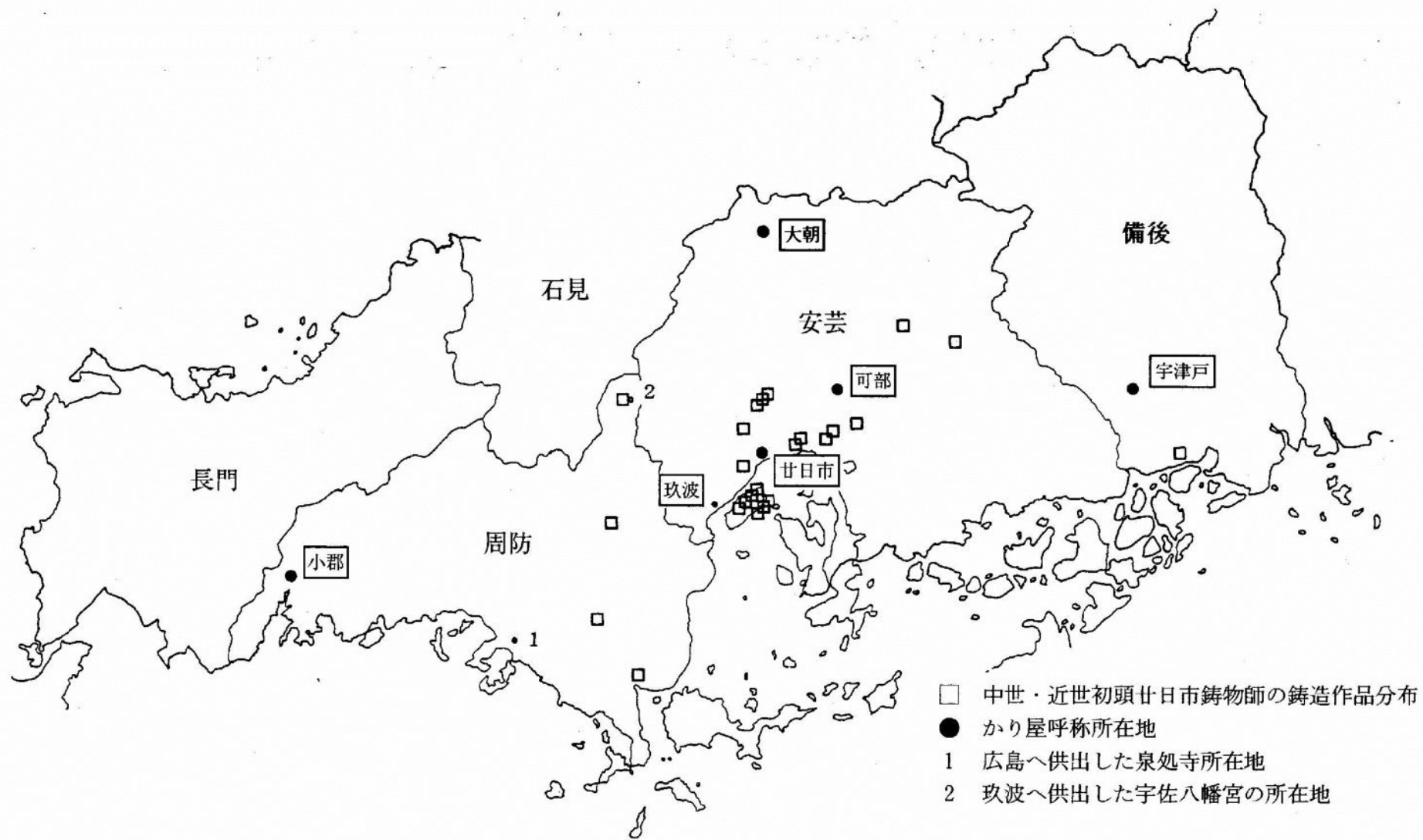


図1 鋳造活動関連位置図とかり屋呼称所在地

鐘を鑄造したことで揚井の金屋の面々と紛争を生じているかり屋が初見である。

このかり屋や永禄四年（一五六一）の「厳島社領佐伯郡徳分所務帳」<sup>(19)</sup>にみられるかりや二郎太郎、永禄五年（一五六二）の「厳島社領佐伯郡徳分荒所注文」にみられるかり屋平次郎などのかり屋については所有地と名前の符合などで山田家の屋号とみ<sup>(20)</sup>られている。他の鑄物師関連の史料などをみていくと鑄造関連の呼称として複数の「かり屋」がみられることから、鑄物師の山田家がかり屋々号であったのは間違いないものとみられ、これらを補強する鑄造関連の史料をみていくことにする。

周防国中下郷柳井田（山口県吉敷郡小郡町）で鑄造活動をしてきた小郡鑄物師関連史料<sup>(21)</sup>をみると、

刈屋武波平左衛門事、任平兵衛尉、此由可申聞之如件

永禄四

十月廿八日

赤川左京亮殿

隆元 御判

小郡鑄師大工役ニ付而、従先御代被付遣候蠣灰壱荷役事筋目之由理申之条、如前々不可有相違者也

二月七日

経好 判

鑄物師

### 武波平兵衛殿

郡廳評 此御書に刈屋武波平左衛門云々とあり芸州に金屋かなや鑄物師なりの字をよみてかりやというよしに聞ゆ、渠か先祖も芸州海田の産なりといへハ、ここに刈屋と遊ハされしも同じく金屋の事を仰せられしにや、されと金屋をよみて刈屋といふももとハ地名より出てつるか

とあり小郡鑄物師の武波平左衛門（平兵衛）は永禄四年（一五六一）ころ刈屋を呼称していたことがわかる。また、「防長風土注進案」が編纂された天保十三年（一八四二）ころには武波氏の先祖は安芸国海田の産であると伝承されていたようである。

この伝承を裏付けるような屋敷名が「厳島大願寺文書」<sup>(22)</sup>にみられるのである。この文書には天文九年（一五四〇）に大願寺領となった厳島々内の有浦にあった通称「かいたかり屋」の屋敷がみられ、この屋敷はもと海田の鑄物師である「かいたかり屋」が所有していたものではないかと推察されるのである。海田の産と云われる武波氏は天文五年（一五三六）ころには柳井田で鑄造活動<sup>(23)</sup>していたことが知られる。

安芸国大朝村（山県郡大朝村）で鑄造活動をしていた大朝鑄物師関連史料で、山県郡豊平町吉木にある明覚寺の喚鐘の

銘文をみると、

(前銘略)

治工 大朝村上假屋田村源左衛門

于時 文化三丙寅天初秋第一日

と刻されており、鑄物師の田村源左衛門は文化三年(一八〇六)ころに大朝村の上假屋で鑄造活動をしていたことがわかる。この上假屋の地名をみていくと、大朝町市裏で大門屋鑄物師職場跡にある石燈籠付近が刈屋といわれており、そばを流れる大塚川に架けてある橋名は佳里也橋となっている。しかし、大朝町内耕地・山林字名の一覧には假屋・刈屋・佳里也はみられず、刈谷とあるのがこれに相当するものとみられる。

備後国宇津戸村(世羅郡甲山町)で鑄造活動をしていた宇津戸鑄物師関連の史料をみていくと、芸藩通志の御調郡宇津戸村の絵図に下假屋の地名がみられる。下假屋の近くには丹下氏の菩提寺とみられる丹下寺跡が記されているので、この地で鑄造活動をしていた丹下氏の鑄造関連の地名とみることでできる。

丹下氏はのちに宇津戸村の市筋に鑄造活動の本拠地を移しており、芸藩通志が編纂された文政二年(一八一九)ころには伝承も乏しい丹下寺跡と下假屋の地名が残されていたものとみられる。

安芸国可部町(広島市安佐北区可部町)での江戸期における可部鑄物師の鑄造活動については先に拙稿<sup>(25)</sup>で紹介したが、これらの鑄造地名として吹屋がみられる。明治期に入りこれらの鑄造技法を引き継いだ二宮初蔵が明治十九年(一八八六)に東假屋工場を、佐々木房吉が明治二十六年(一八九三)に中假屋工場を創業<sup>(26)</sup>している。

假屋は地名として残っていなかったが鑄造関連の通称として鑄物師の人達に伝承されていたものとみられ、明治期の工場名称となったものと思われる。

これら複数の史料からかり屋は中世に遡った時代から明治期にかけて鑄物師の屋号や鑄造関連の地名として呼称されていたことが判明し、これらの傍証から廿日市の鑄物師山田家の屋号がかり屋であったことを裏付け補強することが出来たのである。

前述した廿日市のひがしかり屋、大朝の上假屋、宇津戸の下假屋、可部の東假屋・中假屋などをみていくと何れの地も複数の鑄物師が鑄造活動をしていた。廿日市では山田氏と久枝氏が、大朝では田村氏と香川氏が、宇津戸では丹下氏と坂上氏が、可部では三宅氏と細田氏などが知られており、これらのうちで相対する他の鑄物師の呼称や地名は歴史から消え去ったものとみられるのである。

廿日市の町並みは東西に連なっており、前出の三郎次郎詫状のひがしかり屋は町並みの東側に位置した地で鑄造活動を

していた鑄物師であったことがわかるのである。

管見のかぎり他地方の鑄物師関連史料ではかり屋呼称や地名は見当たらず、なぜこの地方の鑄物師がかり屋を呼称していたのかは不明である。鑄物師の本拠地での鑄造活動は仮設の小屋よりは永続性のある小屋であったものとみるのが妥当であり、寺社などの依頼で現地におもむいて梵鐘などを鑄造する出吹きの際に仮設の小屋を設けていたことから「かり屋」の呼称がなされるようになったのかも知れない。

寛永十五年（一六三八）の「廿日市地詰之帳」および「廿日市内後地分地詰帳」をみるとかり屋を呼称している町人が十名ばかりみられる。かり屋を称するこれらの町人は分家した鑄物師の一族とみられ、鑄物師関連の仕事から他の職種に就いてその屋号を並称していることが認められるのである。

廿日市は佐西郡の中心的な市町であり周辺地域との関わりは深く、多くの物資や商品が流通していたものとみられる。史料が乏しく推定であるが、この地で鑄造活動をしていた鑄物師は周辺地域住民の生活や生産活動に必要な鍋・釜・鋤・鍬なども鑄造していたのではないかと思われるのである。

「房頭覚書」で大永七年（一五二七）の項に「…前略…倉橋者廿日市河内カリ屋ナヘ一ツノ口論ニ付而、…後略…」とあり、カリ屋は厳島社の祭礼に際しての仮設小屋との見方も出来るが、前述のかり屋々号の鑄物師が鑄造した鍋を市立ての見世で商いをしていたのではなからうか。また、「芸藩通

志」には「…前略…厳島と廿日市の人家釜鍋も他方の所鑄を用ひしめざるよし、…後略…」とあり、これらは廿日市の鑄物師が生活用具を鑄造していたことを示唆しているものとみられるのである。

#### むすびにかえて

廿日市鑄物師については先達の詳細な調査・研究が行なわれているが、これらは鑄造作品からの銘文に視点がおかれており、鑄物師の系譜にからんだ究明がなされたものが多くみられる。

廿日市鑄物師の鑄造作品で確認できるものは梵鐘・喚鐘・鰐口・燈籠・宝珠・九輪・露盤・擬宝珠などと屏金具や茶釜などであるが、これらの作品のほとんどは信仰に関わるものであり、これらの多くは銘文が刻されているために現在でも鑄造したことが確認できるのである。

本稿はこれまでの研究から視点をかえて廿日市の鑄物師が関わったとみられる鑄造活動の一端を解明してみた。この稿で述べた武器類は一時的な鑄造であったのかも知れないが、銘文の刻されていない生産・生活用具の鑄造は長年にわたり行われたことは間違いないものと思われる。

この稿は間接史料による究明であり史料不足のため筆不足の謗りは免れない。今後も根本史料の発掘はあまり期待でき

ないものと思われる。現在、廿日市の中世・近世町屋跡の発掘調査が鋭意進められており、鑄造鑄型などが出土すれば確証度が増す研究が出来るものと思われる今後の調査を期待したい。

〔註〕

(1) 鑄造作品については廿日市鑄物師関連文献及び筆者の調査による。なお、廿日市鑄物師の研究については次の文献がある。

- a 結城次郎・磯貝勇「鑄物師山田次右衛門に就いて」『広島を繞る山の研究』、一九三〇年。
  - b 石田米孝「鑄工山田次右衛門特集」『廿日市の文化』第八集(廿日市町郷土文化研究会)、一九六九年一月。
  - c 石田米孝「廿日市の鑄物師」『廿日市町史』通史編(下)(廿日市町)、一九八八年三月。
  - d 片山清『芸備両国鑄物師の研究』一九六一年。
  - e 片山清「芸備両国の鑄物師補遺(上)」『史迹と美術』第五四号、一九八五年。
  - f 拙稿「宇佐の鉄燈籠鑄工についての一考察」『山口県地方史研究』第六五号(山口県地方史研究会)、一九九一年五月。
- (2) 猪原薫一「向上寺の梵鐘銘に就いて」『芸備地方史研究』第五・六号(芸備地方史研究会)、一九五四年四月。と有馬成甫「向上寺の鉄砲関係鐘銘に就いて」『軍事史研究』第四卷第一号(軍事史学会)、一九三九年がみられる。

(3) 『廿日市町史』資料編1、一九七九年三月。

(4) 『廿日市町史』通史編(上)、一九八八年三月。と廿日市教育委員会『廿日市町屋跡』、一九八八年三月。には「かりや(飯屋)と呼ばれる店舗(店)があったとあり、広島県埋蔵文化財センター『廿日市町屋跡』、一九九九年三月。にはかり屋(飯屋)すなわち飯設の店が並んでいた。また、廿日市教育委員会『廿日市町屋跡2』、一九九九年三月。にはかり屋(飯屋)の店が構えられていたことが知られるとある。

(5) 前掲注(3)

(6) 坪井良平『日本古鐘銘集成』(角川書店)、一九七八年六月。

(7) 『防長寺社由来』第七卷(山口県文書館)、一九八六年二月。

(8) 名古屋大学文学部国史研究室編『中世鑄物師史料』(法政大学出版局)、一九八九年一月。

(9) 山本勉彌・河野通毅『防長ニ於ケル郡司一族ノ業績』(藤川書店)、一九二五年一月。

(10) 『毛利家文書』三(東京帝国大学文学部史料編纂掛)、一九二二年一月。

(11) 長府毛利家編『毛利家乗』二(防長史料出版社)、一九七五年九月。

(12) 前掲注(11)

(13) 渡邊世祐「朝鮮役と我が造船の発達」『史学雑誌』第四六編第五号(史学会)、一九三五年。

(14) 広瀬喜運著・桂芳樹校訂『玖珂郡志』(マツノ書店)、一九七五年一月。

(15) 前掲注(11)、(13)